平成27年度 山梨県森林審議会(第1回) 会議録

- 1 日 時:平成27年9月4日(金)午後1時30分~午後3時30分
- 2 場 所: 恩賜林記念館 2 F 大会議室
- 3 出席者(敬称略)
- (委員)天野 公夫、齊藤 敬文、清水 みどり、下澤 直幸、神宮寺 守、杉本 光男、 相馬 保政、辻 一幸、三好 規正、若尾 直子、若林 一明 以上11名
- (事務局) 江里口森林環境部林務長、保坂森林環境部次長、小島森林環境部技監、若林森林環境 総務課長、平塚みどり自然課長、島田森林整備課長、桐林林業振興課長、金子県有林課 長、橘田治山林道課長、仲田中北林務環境事務所次長、関岡峡東林務環境事務所長、 田邊峡南林務環境事務所長、大芝富士・東部林務環境事務所長、小林森林総合研究所長、 森林環境部部付主幹(1名)、森林整備課課長補佐、治山林道課課長補佐、森林環境総 務課企画担当(2名)、森林整備課森林計画担当(3名)、林地保全・採石担当(1名)

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 審議会委員任命書交付
- (3) 職員紹介
- (4) 森林環境部林務長あいさつ
- (5) 会長あいさつ
- (6) 議事録署名委員の選出
- (7) 会長代行の選出
- (8)議事
- (9) 閉会
- 5 議事に付した案件
 - ・「やまなし森林・林業振興ビジョン(仮称)」について
 - ・平成26年度第2回保全部会における決議案件について
 - ・平成27年度第1回保全部会における決議案件について
 - ・森林法第10条の2第1項の森林における開発の許可案件について

6 議事の概要

司会:

定刻となりました。委員の皆様には、大変お忙しいところ、森林審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は司会進行を務めます森林整備課の倉本です。よろしくお願いいたします。

審議会に先立ちまして、この度、新たに森林審議会委員となりました方に、任命書を交付させ ていただきます。お名前をお呼びしますので、その場で林務長から任命書をお受け取りください。

林務長:

(天野委員、杉本委員に任命書を交付)

司会:

それでは、ただ今から山梨県森林審議会を開催します。

最初に森林審議会の法的根拠でございますが、森林法第68条第1項の規定により、都道府県 に都道府県森林審議会を置くこととされています。また、森林審議会への諮問事項につきまして は参考資料9ページのとおりでございます。

続きまして、本日の森林審議会の成立についてでありますが、「山梨県森林審議会運営規則」 第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。

当審議会の委員会の委員数は14名で、本日は、12名のご出席をいただく予定でありましたが、 委員が急用によりご欠席となりましたので、11名のご出席となりますが、審議会は成立していることをご報告いたします。

なお、森林審議会の審議は、公開となっており、議事録につきましては、後日、県庁ホームページより閲覧が可能となります。また、「山梨県森林審議会傍聴要領」により審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席が設定してございます。

次に、本日は平成27年度の第1回目の森林審議会となるため、出席している県職員を紹介いたします。(所属長以上紹介)

次に、本日の資料の確認をお願い致します。お手元の配付資料一覧にありますとおり、本日の「次第」、「委員名簿」、「座席表」、「やまなし森林・林業振興ビジョン(仮称)の策定について(資料1)」、「森林・林業木材産業の現状(資料2)」「森林法第10条の2第1項の森林における開発の許可案件一覧(資料3)」、「森林審議会に係る規則等の参考資料」、以上となりますが、この他に県庁構内工事に係る交通規制の図面をお付けしております。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願い致します。なお資料が不足している場合は事務局にお申し出ください。

では、次第に従いまして、林務長よりあいさつを申し上げます。

林務長:

(あいさつ)

司会:

ありがとうございました。次に会長のあいさつをいただきます。辻会長よろしくお願いいたします。

会長:

(あいさつ)

司会:

ありがとうございました。次に議長の選出でありますが、「山梨県森林審議会運営規則」第3条により、議長は会長があたることとなっておりますので、辻会長にお願いします。辻会長、議長席にお移りください。

議長:

それでは、議長を務めさせていただきます。活発なご意見をいただくと同時に、議事がスムーズに進行しますように、皆さんのご協力をお願いして、議長に就任させていただきます。

まず、「山梨県森林審議会運営規則」第7条により、本日の議事録署名委員を指名することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

委員:

(議長一任)

議長:

議長一任という声をいただきましたけれども、議長一任でよろしいでしょうか。

それでは議長の方から、署名委員の指名をさせていただきます。

天野委員と、清水委員のお二方に、署名委員をお願いいたします。よろしくお願いします。

次に移ります。会長代行の戸栗委員がこの度、退任されましたので、後任を選出する必要があります。森林法第71条により、委員の互選によるとされていますが、まず皆さんのご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員:

会長代行については、杉本委員にお願いしてはいかがでしょうか。

議長:

今、杉本委員というご推薦がありましたけれども、いかがでしょうか。

各委員:

(異議なし)

議長:

よろしいでしょうか。それでは、会長代行には森林組合連合会代表の杉本組合長に会長代行を

お願いしたいと思います。では、杉本委員よろしくお願いいたします。

杉本委員:

はい。

議長:

それでは、議事に移ります。

はじめに、「やまなし森林・林業振興ビジョン(仮称)について」を議題といたします。 まず、事務局の説明をお願いします。

事務局:(森林環境総務課 副主幹)

(資料1「やまなし森林・林業振興ビジョン(仮称)の策定について」、資料2「参考資料:森林・ 林業・木材産業の現状」説明)

議長:

只今、事務局から新しい森林・林業振興ビジョンの策定について、資料の説明が行われたところであります。それではここで皆様から、これらの資料についてまず何か質問がありましたら、受けたいと思います。

委員:

いまの説明には無かったんですが、資料2の7ページをお願いします。この中で「木材チップ 工場数は10年前の半分以下まで減少したが、木材チップ生産量は需要量の拡大から平成21年 度に急増し、平成26年度には68トンとなっている。」とのことですが、この根拠を教えてくだ さい。

事務局:

こちらの出典につきましては、そのグラフの下に記載がございますが、農林水産省の「木材需給報告書」から引用しているものです。

委員:

県内でいま、専用チップ工場は3工場あると認識をしております。そのほか、製材工場から出る端材のチップもあるわけです。1工場で大型専用車へ12トンくらい積みますから(年間)68トンというのは考えられない数字です。26年度の県全体の数字でよろしいですか。

事務局:

大変失礼いたしました。単位が間違っております。トンとなっておりますが、正しくは千トンという単位です。

議長:

6万8千トンということですか。

事務局:

はい、そのようになります。

委員:

そのくらいでなければ、数字的につじつまが合わないと思います。

議長:

68トンではなく、6万8千トンということです。

他にどうでしょうか。先ほどの説明に加えて、皆様のお手元にある参考資料も含めて、ご質問がありましたら、この際、お尋ねください。

委員:

こちらの資料(資料1)の4ページ目、県の動向の書いてあるページですが、この中の「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」について、少しお伺いしたいと思います。平成24年度の12月議会で制定され、こういった条例を持っているところが、北海道とか群馬とか、まだ限られた県ということで、非常に有意義な条例だと思いますが、現在までの、地下水の採取についての知事への届出の状況であるとか、管理について勧告を行ったとか、運用状況がどうなっているのかを、分かる範囲でお伺いしたいと思います。

またこれに関連して、放置林で管理が適正にできていない森林について、知事が勧告をすることができる、といったような行政指導の規定があったかと思いますが、今後これについて、条例ですので、あまり法律と違って、強制的な買取といったようなことは難しいですけれども、たとえば今後の国の法改正で、放置林もある程度収用して公有林化していくといったような法制度を設ける方向性はあり得るのかどうか、そういう法改正を国に対して働きかけていくというお考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

森林整備課長:

森林整備課長です。「地下水及び水源地域の保全に関する条例」の関係ですが、地下水の揚水設備の設置ですとか、地下水涵養策につきましては、森林環境部では大気水質保全課が担当しております。ここでいま資料はありませんが、地下水涵養につきましてはたしか5年間の猶予期間を設けております。まだ条例が制定されてから5年以内ということで、具体的な地下水の涵養策については、すでに森林整備を実施しているようなミネラルウォーターの工場であればすでに実施しておりますけれども、新たにそういった涵養策を盛り込むといったことにつきましては、まだ報告がないと聞いております。

それからもう一つ、この条例では、土地の取引の報告を義務づけておりまして、条例制定から 平成26年度までで、県下全体で252件の土地取引の事前の報告がされております。これは森 林法では事後報告が義務付けされておりますが、加えて、県として独自に事前の届出を新たに作ったものでありまして、この中で法的な規制、たとえば保安林ですとか、林地開発とか、その土地取引の目的に応じて、県の林務環境事務所で指導もしているところであります。

それから後半の方の質問ですが、放置林については基本的に県ではいま森林環境税を設けておりまして、それによって所有者が管理できない、間伐できなくて公益的機能の発揮に支障が生じるといったものにつきましては、森林環境税を活用して森林所有者負担なしに間伐を行い、公益的機能を確保するということであります。それを収用してとか、勧告してとか、そういったことまではまだ行っておりません。公有林化についても、国の方でも、被災措置とかはありますが、これもそういった方向では動いておりません。ですから、国に対して法改正をお願いするといったことは行っておりません。ただ、「要間伐森林」ということで、間伐をしないことによって公益的機能に大きな支障が出るといったことに対して、市町村長の権限で所有者に対して間伐を勧告できるという制度はありますが、これも全国的にみても実施されたという例はないということでなかなか難しいかと思います。以上です。

議長:

委員さん、よろしいですか。

委員:

はい。

議長:

他にご質問はありますか。

委員:

今回のビジョンの柱の一つである「場」ということに関連して教えてほしいことがあります。いただいた資料(資料2)の中で、森林空間の利用というページが8ページにあります。この「森林空間」のイメージですが、ここには森林公園ということで、武田の杜とか、金川の森、県民の森というような所が書いてありますが、たとえば民有であるとか、私有地であるのかはわかりませんけど、この他に県としてこのビジョンを作る上で想定している「場」があるかどうかということと、それからここでは森林公園の利用者数の年次推移を書いていただいていますが、年齢階級別の資料があったら、それも参考にできると思いましたので、この利用者の年齢階級別の利用割合の資料があるかどうか、2点教えてください。

県有林課長:

県有林課長です。後半の森林公園の年齢別という資料ですが、公園の利用者数については統計的に処理している部分もありますので、年齢構成の資料はございませんが、利用者へのアンケート調査を行っておりますので、何万人という全利用者に対して限られたサンプルとはなりますが、被調査者の属性データをビジョン検討の材料にしたいと思います。

林務長:

前段の部分の、具体的な場所を想定しているか、ということですが、今回のビジョンでは、そういったものをどうしていったらいいのか、考え方を示すという形で考えています。考え方が示されたときに、「場」としてどういう所が適切なのか、具体的な場所はその後に考えていくという形ですから、今回のビジョンの中に具体的な場所を書くことは考えていません。ご説明になっているかどうかはわかりませんが、考え方としてはそういうことです。

委員:

ありがとうございます。急にお願いしたので、具体的なことは無理かとは思います。私は厚生 労働省の協議会委員もしているわけですが、予防とか生活習慣の変更、その行動変容を起こすといったことがもし実現できると、大きな目玉になるのかなと思うわけです。それで、せっかくここでビジョンを出すので、ここでやります、ということではなく、こんな活用方法もあるというような形で想定できるのがいいかと思ったわけです。それと年齢階級別の利用状況の現況については、まず現況を知ることから対策ができる、というのが一般的なことですので、現実にどんな年齢構成の人たちが使っていて、これをどうしたいのか、そこを拡げたいのか、そんな視点があると、また活用が大きく拡がっていくのではないかと思ったので、もし何らかの形で県内もしくは県外の人間が森林を活用する上で、どんな年齢階級の人たちがどのような使い方をしているのかという現況調査ができるようでしたら、取り組んでいただけるとありがたいと思います。

委員:

森林資源の利活用に向けた3つのキーワードの中で、「材」の部分について、CLT工法の新技術の導入とありますが、県内の業者でこれに取り組むところがあるのかどうか、あるいは他所から企業誘致ができるのかどうか、その辺の見通しについて聞かせていただきたい。

林業振興課長:

林業振興課長です。今のご質問のCLT工法につきましては、新しい技術であり、現在、国で平成28年度にCLT工法により一般的な基準で建築できるような形にしようとしているところであります。それに遅れないように、現在県として検討を進めようとしているところであり、一つには、様々な可能性を想定した調査研究、その調査研究をベースにした検討委員会を立ち上げ、今後CLT工法と新たな技術をどのように県内に導入していったらよいかを検討し、その検討を踏まえてこの新たなビジョンに反映していきたいと考えております。

議長:

他にどうですか。

委員:

国の動向と県の動向からみた情勢の変化の2つから導き出しているというように書いてありますが、森林資源を「材」、「エネルギー」、「場」といったキーワードで作るのは新しい取組でよいと思います。しかし、「森林資源の循環利用に基づく持続可能な林業経営」については、これまで

もやってきたと思います。新たにこれをこの動向から導き出して、さらにこれをやっていくとのことですが、県有林のFSCのようなものを、民間も何かやっていくとか、そのような気持ちがあって、このような循環、持続可能という言葉を設けたのかどうか、その辺を教えていただきたいと思います。

林務長:

たしかに、「持続可能な森林経営」というのは昔から言われていることですが、今回着目しているのは、林業とか木材産業、地域の資源である森林を活用して、何か地域の活性化につなげられないか、というような視点もありまして、あえて書かせていただいているところです。今後、ビジョンを作るにあたって、どう形にしていくかが、我々の仕事だと思っております。

議長:

よろしいですか。

委員:

森林整備課長にも聞きたいです。

森林整備課長:

持続可能な森林ということで、このビジョンの基になっている森林資源の量ですが、非常に森林資源の全体が増えているということで、問題は高齢級森林が多くなっていることです。人間の年齢と同じで、非常に若い木が少なくて、高齢級の木が多くなっている。これを健全な状態にするとすれば、林齢構成の平準化といいますか、いろんな代の木が平準的にあるというところに持っていかなければなりません。そのためにはかなり高齢級の木を伐っていかなければならないということもありまして、その資源を使いながら齢級構成を平準化して、それによって森林の機能を保っていく。時間はかかりますが、その平準化に努めていくといったことが今回のビジョンの中ではうたわれていると考えております。

県有林だけではなくて、民有林もありますので、そのためには森林経営計画制度を使って、小規模な所有構造の森林をとりまとめて、そこに作業路網や高性能林業機械を使いながら、材が出ていくことが促進できるように計画制度の中で考えていき、その結果として林齢構成が平準化していくと考えております。

委員:

先ほどは、会長代行という役をいただきまして、ありがとうございました。

私ども森林、林業という現場に携わる者として、非常に矛盾した立場にあり、森林組合の定款には「営利を追求しない団体」ということが第一にうたってあるわけです。ところが実際には、職員を雇い、持続可能な組織維持のためには、やはり利益を追求しなければならない。利益を追求しないというのは、こうして皆さんとともに話し合いながら、人と人との結びつきの中からこそ価値を生み出すということです。水と緑と、ありとあらゆる生態系を地域の資源として、この3つのキーワードから地域の活性化を見いだしていく。このようなことを、利益を追求しない団

体だからこそ、実は活性化に結びつくようなソーシャルビジネスができるのではないか。それから先ほど森林環境税を使うということですが、森林組合は元々補助金頼りの団体だというような側面もございましたが、緑のダムを守るということの中では、地域の稼ぎ頭の団体だと、このような自負も持っています。この辺はやはり私ども各森林組合、単位組合から県森連を通じて、今までの林業経営、構造改革を飛び越えたもうちょっと大きい理念を掲げたいと思います。

議長:

それでは、今までの県の説明に対する質疑、質問を行いましたが、今度はビジョンづくりに対する皆さんのご提言を含めて、今までの経験から、山梨の林業、林政をみて、森林をみて、今後のビジョンづくりについての提言まで含めて、ご意見を伺いたいと思います。

委員:

質問の続きとなりますがよろしいですか。

議長:

結構です。

委員:

配布された資料(資料2)の、先ほど単位のことで問題となった木材チップの量とか工場数の 図ですが、そのチップの用途、利用は主なものを3つくらい挙げると大きい方からどんなものが あるのかを聞きたい。何に使われているんでしょうか。

(隣席の 委員が口添え)

主に紙ですか。では、木質バイオマスのエナジー利用というのは、微々たるものですか?

委員から、全て紙だということで、わかりました。チップというから、たとえば木質バイオマスを使った熱利用とか発電にしてもいろんなチップがあると思いますが、この場合はほとんど紙の用途ということで理解してよろしいと。わかりました。

議長:

それでは、ご意見を引き続きお願いします。ビジョンの提案内容はだいたい理解できたと思いますので、今後のビジョンづくりに関しての皆さんのご意見をお願いします。

委員:

一市民として、今までお話しを聞かせいただいた中で感じていることを申し上げます。今日いただいた資料(資料1)の中で、2ページ目の中ほどに「森林資源の循環利用に基づく持続可能な林業経営」とあります。言葉としては大変素晴らしいですが、それが非常に難しいというのが現状なんだと、今の質疑を聞いて思っているわけですが、ビジョン策定にあたっては、本当に循環利用が可能な方策を、きちんと考えてもらいたい。たとえば、資料2の10ページです。ここに県内の「林業新規就業者数の推移」というのがあり、新規就業者数が非常に少ないです。なぜ少ないかというと、仕事がないということがあるのかもしれないし、木材が売れないということ

もあるのかもしれないし、賃金が安いというのがあるのかもしれません。だから、働いている人たちが本当に働いて良かったと思い、十分な収入が得られるというような方策にしなかったら、循環利用というのは成立しないわけです。だから、こうしたら売れますよ、そのためにはこうしましょうという形で提言しなかったら、本当の意味での提言にならないので、次の審議会までには、そこのところをきちんと出せるように、ぜひ皆さんの英知を集めて、検討していただきたい。

先ほど 委員からお話しがありましたけれども、材木だけに注視するのでなくて、いかに今ある山梨県の県有林地を、どんな形で活用できるかというのを本気で考えてもらいたい。材木生産も、適齢期になっているところがたくさんあることは私も承知していますが、そればかりではなくて、もっと他に森林を活用する方法はないのかということです。ぜひ検討してもらいたいと思います。とにかく森林があることによって、水はおいしく、空気はきれいなんです。これを主張したらどうなのか。それから、関東近県の都市部の子どもたちの林間学校の適地として、その施設はできないかとか、いろいろあるのではないかと思うので、ぜひそういったことを本気で考えていただきたい。また同時に、そういった人材の育成もあわせて考えていかないといけないだろうと思います。人材育成といったときに、林業従事に関わっている人たちの周辺に、雇用できるような体制ができるといいと感じているところです。素人の意見ですからどこまで実現できるかどうかわかりませんが、ぜひご尽力いただいて、次回には具体的な方策が聞けるとありがたいと思っております。

委員:

私はまた、「場」としての立場で、こんなことができたらいいかなという、漠然としたイメージですが、お話しさせていただきます。

今日いただいた資料(資料1)の「「場」とは」の中で、絵がいくつかありますので、このような取組はしていると思いますが、森林という視点だけではなくて、農政部とか、観光部とか、そういったところとコラボして、より多角的な視点で集客ができるような企画をするというのが、比較的簡単で新しくできるのかと思います。たまたま図書館に行きましたら、山梨県の森林総合研究所でイベントをやっていて、きのこに関することとか、ローカルからグローバルへつながるチャレンジとか、いくつか講演がありました。そういったものを県外向けに発信して人を呼び込むとか、あと果物やワインとのコラボをするとか。それから、北海道の森林で、森林の中に木琴を作って、そこに玉を転がしたら、カノンが最後まで演奏できるというものがあったんです。それがすごく面白くて、大きな木琴みたいなものをずっと森林の木の間をつないでいって、上から一つの玉を転がすと、最終的にパッヘルベルのカノンみたいな曲が演奏されるんです。そういったものを、山梨県が作るんじゃなくて、この森林空間を使って音楽を奏でませんか、といったコンテストをやってみるとか、そんな音楽とのコラボ、というのも楽しいかなと思いますので、「場」づくりの素案として、使ってみたいという利用者の視点で考えた提案として、受け取っていただけるとありがたいと思います。

委員:

先ほどいただいた資料(資料3)の中に、太陽光発電というのがありました。それから地下水の保全に関わるお話も出ましたけれども、そういった関係の事業を、県なり森林組合で扱うこと

はできないでしょうか。ミネラルウォーターを早川ブランドで売り出す、ということはできないでしょうか。民間にそういう利権を渡すのでなく、県の中で運営するというのは可能ではないかという、これは全く私の素人考えですが、それは法律上、条例上できないんでしょうか。

議長:

提案として結構です。不可能ではない話です。

委員:

提案としては聞いてもらえるのでしょうか。可能ということですか。

議長:

どうぞ提案してください。できることでもできないことでも結構です。できるかできないかを 議論する場ではありませんので。

委員:

わかりました。もしできるようでしたらご検討ください。

委員:

私は使う側として、「材」として、今50年ものの木がたくさん出てきて伐採の時期を迎えているということで、毎年、というか毎回、課題となると思うのですが、使う側として本当に県産材をたくさん使いたいのですが、やはりコストの面がちょっとネックになってきてしまって、結局県産材以外のものを使用せざるを得ない場合が多いです。CLTとか大きな技術開発というのも本当に大切だと思うのですが、身近でもうちょっと流通のコストを抑えて手に入りやすいような状況にできないか。これは結局、回り回って伐採する方の賃金とか、いろんな運送とかそういうコストもかかってくるから、結局材を買うときに高くなってしまうと思うんですが、何とかこれをもうちょっとコストを削減して、手に入れられるような形で、県の方でもこれから、もうちょっと一歩前へ踏み込んで考えていただけたらと思います。

議長:

活性化していくうえでの努力ですね。どういう風に循環させていくかということですね。

委員:

内装材とか、もうちょっと使いたいけれども、ちょっとというのが現実的にあるんです。こうして一つのビジョンの中に入ってくるのであれば、もうちょっと手頃に使いやすいようにしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員:

木材協会のです。

「材」と「エネルギー」のことで、ぜひ素晴らしいビジョンを作っていただきたい。40~5

0年前は、製材屋が300軒ぐらいあった。私ども先代も、やっぱり製材工場をやっていたんです。当時は山梨も製材工場が主流だったんです。ところが、外材が入ってきたことによって、安い材が、半値くらいの材が入ってきてしまった。数年前から国産材ということに関して、国も県も非常に力を入れていただいて、大変ありがたいということは肌で感じております。その中で、またこのような形で「材」とか「エネルギー」とかおっしゃっていただいて、実は私自身も業界としてどうしたらいいか、一番悩んでいるところです。この場では県の方々に、業界側としてこういうことをやりたいとか、様々な提案をさせていただきたい。

業界発展をどうしたらいいか、正直申しまして、製材工場はちゃんと動いている工場が2~3 軒です。今後、エネルギー供給源のバイオマス発電所の計画が、県内に現実にございます。とこ ろが今は、みんな県外流出です。チップにしても、それから原木丸太等含めて、県内消費ではな いんです。合板にも活用されているんです。山梨県の県有林課で、大変ご苦労されているんです が、カラマツといういい材料が、合板に出ていったりとか、集成材に出ていったりして使われて、 いま引っ張りだこなんです。県内消費というのはなかなか難しい。仕事も数無いというのもある んですが、川下の仕事をどうやって作るか、作ったものに対して材料をどう供給するかっていう ことを、業界ぐるみで考えてなければいけないところに来ております。昔のように国産材ですと か県産材をどう活用するか。県外流出しているのが、非常にもったいないと思っています。です から、仕事が山梨県内に増えること。それから先ほど 委員がおっしゃっているように、県産 材が確かに高いのはわかります。なるべく安く売れるような努力もしなければいけない。あと、 もっというと、県産材をどこで売っているのか、ということがあります。県産材を建築屋に、一 般の方も含めて、どういう価格で売っているのか、仕組みもわかってないかと思いますので、そ のあたりも山梨県木材協会として整備していきたいと考えております。またいろいろと今後もご 意見をいただいて、この振興ビジョンの中の「材」と「エネルギー」については、先行き数年後 には何とかできるものと私自身も思っておりますので、今後もよろしくお願いしたいと思います。

議長:

切実ですね。今述べられた内容は、山梨県の木材産業の実状ですね。

委員:

森林や河川を管理することを考えた場合は、やはり流域という視点がベースになると思います。山梨県の場合には一級水系が3つあって、いずれも下流域は、静岡、神奈川、東京と他の県になるわけですが、県域は変わったとしても、流域というのは一体で管理していく必要があるだろうと思いますし、県域の壁をある程度越えて、下流の都市部に対して水源県として働きかけをしていく必要があると思います。たとえば県産材の利用などについて、小菅村あたりでは源流研というところがあって、独自に民間企業とタイアップした間伐であるとか、東京農大と連携した活動などをしているようですし、道志村ですと、道志村の木材を下流の横浜市の小学校の体育館の建設に使うとか、そういう草の根の取組をしていると聞いたことがあります。市町村だけでの取組では限界があると思いますので、ある程度県として、下流の県との連携をどうするのか、あと、小菅村とか道志村といったような市町村に対してどのように支援し、助言していくか、そういう視点もぜひ考えていくべきではないかと思います。

委員:

先ほどの3つのキーワードのうちの「エネルギー」に関して教えて下さい。山梨県では木質バイオマスを使った発電みたいなものはまだ行われていませんが、私の知る限りでは、大月で2017年度くらいに何か動き出すということです。先ほどチップの用途を聞いたのですが、全て紙だということでした。たとえば、大月は民間ということで、県がどのように関わっているか私にはちょっとわからないですが。ここで3つのキーワードのうちの一つとして「エネルギー」を出しているわけですから、スケール的に考えれば、ストーブ関係ではなく、発電を意識しているのではないかと思います。大月のバイオマス発電を、県はどうみているのか知りたいです。

林業振興課長:

今ご質問のありました、大月バイオマス発電所につきましては、これは純民間事業であり、具体的には大林組が事業を推進しています。そのことに関しまして、県としては、たとえば補助金を出しているなどといったことは全くありません。それともう一つ、この発電所は1万4千キロワットという大きなものでありまして、その点で考えますと、非常に木質バイオマス燃料を必要とする事業になるかと思います。県としましては、個々の具体的な事業というものとは別に、木質バイオマス資源、特にここに書かれていますように、製材後に発生する端材や未利用の間伐材といったものをきちんと利用して、先ほど委員からは発電を前提にと言われたところでありますが、私どもとしては、発電とか熱とかまた個々の事業というよりも、最初に林務長の挨拶にもありましたように、地域の資源をどのように使うかという観点から、すぐそこにある木、林、森林を有効に使って、地域、森林を活性化したいというのが、木質バイオマスについてのビジョンのベース、立ち位置ということであります。

委員:

よくわかりました。それで、あの発電所を動かすに当たって、先ほどのチップをどこから調達するかという話があると思うんです。そのときに、たとえば山梨県の間伐材にしろ、何にしろ、山梨県の木材を使ってくれるのかどうかが大きく関係してくるような気がするんで、何か県の関わりがあるのかと思ってお聞きしたところです。

ビジョンのキーワードの一つに「エネルギー」と書いてありますが、具体的なビジョンとしてはどうでしょうか。発電所を作るとか作らないとか、あるいは熱利用として何か大きな冷暖房施設を考えているとか、たとえば太陽光発電みたいな大きな発電施設みたいなことをイメージされて、この「エネルギー」ということを3つのキーワードの一つとしているのかどうか、いかがでしょうか。

林業振興課長:

今のご質問ですが、県としましては、具体的な、たとえば県営の発電所とか、県営の薪ボイラーを使った施設とか、そういったものを作るということは考えていません。先ほど言いましたように、せっかく私どもの県には各地域に豊かな森林資源がありますので、それを有効に活用するということで、たとえば現在でいえば道志村では温泉施設に薪ボイラーを設置しております。ま

た、たとえば私事で申し訳ないのですが、私が小さい頃は実家は薪のお風呂で、桃の農家でしたので、その剪定枝を使ってお風呂を沸かしていました。原始的な木質バイオマスの使い方ではありますが、今では薪ボイラーとして技術発展をしておりますので、たとえば各地域の給食センターの給湯に使ってもらえればありがたいとか、そういう取組を後押ししたいといった立ち位置を考えております。

委員:

大月のバイオマス発電はおそらく固定価格の買取制度、FITなどを前提にしていると思います。要するに国からの援助を前提として、それがないとおそらくやらないと思うのですが、たとえば九州の方だと、固定買取がおかしくなって、太陽光発電の方がまずくなっています。おそらくそういう制度に則って、大月は民間の企業がやられているのかなと思います。県の方針は、よくわかりました。

議長:

大月の 委員がみえていますので、大月の大林組のバイオマスの経過を、もしわかることが ありましたら説明をお願いします。

委員:

私も、いろんな林業団体で、先ほど 委員が言われるように、いろいろな角度から、林業従 事者等々の心配をして、いろいろ会議をしてきましたけれども、なんとしてもこの林業の先が見 えてこない、という現状がまずありました。そんな中、大林組ではありませんでしたが、別の大 手がそういうものを計画しているということで、大月市で非常に話題になりまして、間伐材、あ るいはインドネシアからヤシ殻を持ってくるとか、いろんな話が飛び交いまして、私ども市民に とっても悪い話ではありませんので、本当に期待をしてきたところです。先般、県のアセスを通 りまして、いよいよ11月から着工することになって、2年後の開業を目指しているということ ですが、非常に期待をしております。といいますのは、この燃料に使う間伐材、あるいは先ほど 剪定枝の話も出ましたけれども、こういうものをいくらで買ってくれるだろうかと、私ども林業 関係者はその一点です。おそらく皆さんは、間伐材あるいは剪定枝といいますと、一年中こうい う事業をやっているのかと思っているかもしれませんが、山を育てていくのには、春夏秋冬いろ んな作業があります。この一部が間伐材に過ぎませんから、一年中伐っているわけではありませ ん。たとえば、国中の方で剪定枝といっても、ブドウでも桃でも収穫が終わってから一時的にや るわけです。燃やす量が半端な量ではありませんので、果たして集まるのかどうかというのがい まの心配事です。昨今は東京都内の街路樹の剪定枝のという話も出てきましたが、これも一年中 やっているわけではなく一時期にやるだけのことです。これを集めてチップ化するのですが、さ っきいった紙の原料にするチップとは違いまして、これは紙の原料のように厳しくありません。 ただ燃やすだけのことですから。あとは乾燥等々ということだけだそうですが、おそらく燃やす ものが、都内、あるいは郡内、国中の方も含めてですが、この量がおそらく集まらないのではな いか、という気がします。問題は単価ですが、一口に間伐材と言いましても、子どもや女性を連 れて行って間伐をしている所は、私どものいう「山」ではないです。私ども大月の「山」へ行き

ますと猿も通らない、というような所もある位ですから、これは非常に厳しい仕事です。そういうことも考えますと、いま大月では業者間で、いくらで買っていただけるかという話が出ていますが、安い金額だと集まりません。そういうなかなか綺麗事じゃ通らない問題もありますので、帳面の上で書いたとおりには現状いきませんけれど、そういうことをいま心配しています。けれども、非常にこれは期待しております。現状では他にちょっと見当たりません。そういうことで期待をしていることは事実です。以上です。

議長:

今のお話は、今日までの経過で、完成するのは2年後ということです。2年後に木質バイオマス発電が動き出すわけですが、それには森が関わってくるけれども、本当にその資源を、燃料を集められるかどうかというのは課題です。これから県のキーワードとして「エネルギー」を位置付けるわけですので、その辺は森林県としてやっぱりどこかでうたわなければならない課題だと思います。

他にご提言ありますか。

委員:

いま、山に囲まれた山梨県、森林県としてのエネルギーの使い方という話になっていますが、 原発が再稼働されて、その原発再稼働した所の地元の人が、いままで原発が豊富にあって電気を 無駄遣いしていたのに、自分たちが節約すれば結構何とかなる、だけどもっともっと発展させる ために、原発のあるところは我慢して原発再稼働に同意してくださいなんてこと言わないで、ど うぞ自給自足でエネルギーを補給してください、というようなことをつぶやいていて、それがす ごくグサッとくるわけです。森林がたくさんある山梨県は、この中長期ビジョンが何年のビジョ ンになるのかわかりませんが、山梨県のエネルギーは山梨県の森林資源でここまで補給できるみ たいな、そういったキャッチコピーというか、継続したエネルギー源として使える範囲の計算を した上で、山梨県の自給自足の本気さみたいなものをこの中に入れると面白いと思いましたので、 そんな視点も入れてみてください。

議長:

提案ですね。このビジョンは何年の予定ですか?

林務長:

何年というところをいま検討しているところです。目標をどこにするのか、皆さんのご意見を聞いた中で、どこをターゲットにすればいいのかという点を含めていま検討しているところです。

委員:

先ほどのエネルギーのことで一つ。発電にはボイラー方式とガス化の2つの方式があって、どちらがいいかはわかりませんが、ビジョンを考える上ではそこまで考えないと駄目かと思っています。

あと、先ほどの材の方ですが、価格が全く合わなくて使う方としては難しいというようなご意

見があったと思いますが、私の希望としては、山梨県材をできるだけ住宅でも建物でもいろんなところで使うような方向のビジョンです。そのためにはただ木材を加工して使うのではなくて、ここに書いてあるようにCLTとか、あるいは、防火木材といったものをやっていかないと。価格が合わないということもあるかもしれませんが、将来的に住宅等建築材として使うためには、どうしてもそういった技術の関門を通っていかないと、結局は黙っていても使ってもらえないのかなという感じがします。CLTとかの技術開発はいいと思います。あと、我々が家を建てるときに、防火というのはよく聞くので、断熱、防火とか、そういうものがプラスされたような材だと、価格は高くなるかもしれませんが、いいと思います。

委員:

いま、中長期という問題がありましたが、先ほどからいろいろな方の話を聞いていて思いましたが、林業・木材は少なくとも50年、60年の長いスパンでかかるわけです。こうしないと売り物にも何にもならないという観点もあります。先ほど、 委員からも話が出ましたが、40年、50年が経ってもう伐期が来ている。大月でも、確かにそのとおりです。ところがこの30~40年、山に全然手が入っていない。頭を下げて通らなければ枝に頭が当たる。これが今伐っても売り物にならない。大月市のちょっと山奥の方へ行けば、ほとんどそうです。いま県でも盛んに、公社の解体だとかいろんな話が出ていますが、山に手が入らない、山になっていかない、こういう現状の山が多く見られます。やはりこういう、特に木材などは、収穫までには時間がかかるということが現状です。先般も、みどり自然課の中の話で出ましたが、たとえば今シカ害が非常に多くて、これも以前はメスを獲っちゃいけないという政策が長くあったことが、これだけ増えた要因でもあると思うんです。そういう意味合いもありまして、長ければいい、短ければいいという問題ではないんですけれども、こういう時間がかかるものについては、やはり中長期的なものを政策的に確立しておいて、その中で時々見直しをしていく、ということがあっていいという気がします。ぜひその辺をご検討いただければと思います。

議長:

だいぶ意見が出尽くしたようでありますので、新しい振興ビジョンについての提言はこれで打ち切りたいと思いますが、私の立場で1点だけお願いをしておきたいと思います。

私は今日まで県の姿を見て、山梨県には森林があって林政がない、そして林業がないというのが、これまで続いてきた山梨県の森林・林業の姿だろうと思います。林政というと、県の皆さんに申し訳ないかもしれませんが、先ほどの説明からもわかるように、昭和48年を境としながら、日本全国の林業の衰退が、貿易の自由化で始まったわけです。そして、建築材が外国から入ってきて、もう森林が売れなくなった、山が活用できなくなったという姿がずっと今日まで続いているわけです。森林県である、県土の78%の森林を持っている山梨県が、残念ながら森林はあっても森林を活かすことができなかったというのが今日までの山梨県の姿ではなかったかと思っています。これからの計画を立てるにあたって一つ思うことは、山梨県の森林の姿というのが、森林の四十数%が県有林で、五十数%が民有林です。この2つの活性化を、はっきり分けて県民に示してもらいたい。山梨県の県有林をどういう風に守っていくのか、活かすのかということと、各地域で眠っている民有林の五十数%の活かし方を、これからの森林ビジョンの中へ、私は明確

に打ち出していただきたいと思います。皆さんの地域の民有林は、早川町の民有林も含めて、みんな泣いています。不在村地主で手が入っていない。自分の山を財産として守ろうとする人、山を育てようという人が、山梨県に幾人いますか。いないのが実態なんです。これが山梨県の林政の姿。そして、県は何をしてきたかといえば、この不景気の中で、むしろ県有林を守りに徹している。県有林を財として、県の富として、県の財政に潤すといったことは、とんでもない昔の話です。一生懸命、県の財源を使って、守ってきて、今日まであるわけです。伐期が来ていますが、これを今後活かしていく方法というのを、林業として、生業として生きていける方法を考えていただきたいですし、民有林については、県の森林環境税をもっと徹底して活かすことも考えてもらわないといけないと思います。それと、市や町が県と連携しながら、個人の山をどのように守り活かしていくかという方法を、これから具体的にしていかなかったら、山梨の山は蘇ってきません。そしてここにある、「森林資源の循環利用に基づく持続可能な林業経営」というのは、山では基本です。公園を作ろう、エネルギーをどうしよう、これらも必要なものかもしれませんが、循環利用を完全にして、持続可能な林業経営が出来てくれば、山は自然にエネルギーにも使える、健康のためのレクリエーション環境にも使えるわけですので、こういう活かし方を、徹底的に、基本は何かということを中心にしながら、ビジョンづくりをしてもらわなければならないと思います。

もう1点、知事にはお願いしたい。森林環境部ではなく、山を守るため、作るための「林務部」 を、森林審議会の提言として、知事に提言していきたいと思いますが、いかがですか。

各委員:

(拍手)

議長:

こういう提案をこのビジョンづくりの中でしていただけたらありがたいと思いますし、詳細についてはそれから活きてくる話だと思いますが、一言最後に会長として提案をさせていただいて、次に進ませていただきます。この議題の質疑は打ち切ります。

次へまいります。次に、「平成26年度第2回森林保全部会における決議案件について」及び「平成27年度第1回森林保全部会における決議案件について」を議題といたします。

部会長の森林保全部会長から説明をお願いします。

委員:

森林保全部会長のです。

山梨県森林審議会運営規則第8条の6による森林保全部会の決議案件の報告をいたします。

まず、平成26年度第2回森林保全部会についてですが、平成27年3月25日午前10時より開催されました。森林法第10条の2第6項により県から諮問があった「森林における開発行為の許可に関すること」について審議いたしました。内容は、資料3「森林法第10条の2第1項の森林における開発の許可案件」の《森林保全部会における審議案件》の1番のとおりで、ファナック(株)から南都留郡山中湖村字杏木道下947番1外23筆で33.0108ヘクタール、研究工場棟の建設を行うものでした。審議の結果「意見なし」で答申することを決議しまし

た。これは継続案件のようなものでした。

続いて、平成27年度第1回森林保全部会についてですが、平成27年8月7日午後1時30分より開催され、森林法第10条の2第6項により県から諮問がありました「森林における開発行為の許可に関すること」について審議いたしました。内容は、同じく資料3《森林保全部会における審議案件》の2番のとおりで、三井物産プラントシステム(株)からありました、北杜市明野町上手字永井原12022番1外12筆で12.6822ヘクタール、太陽光発電施設の建設を行うものでした。審議のなかで、先に山梨日日新聞にも載っていましたが、太陽光発電施設の建設が多すぎるようなので、県で対応を検討すべきではないかという意見が出されましたが、本件については「意見なし」で答申することを決議しましたので、ここにご報告いたします。以上です。

議長:

部会長の説明が終わりました。この際、この件について何か皆さんからご質問ありました ら。

委員:

資料3《森林保全部会における審議案件》の2番と上記以外の許可実績の1、2、3、4番の太陽光発電施設の発電量について、わかりましたら教えてください。

森林整備課長:

林地開発につきましては、森林の保全のためにその措置をお願いしているということがありまして、発電量についても、林地開発の許可には関係ないんですが、参考までに許可申請書の中で書いていただいているものです。トータルで何キロワットという資料は手元にございませんので、調べさせていただきます。

議長:

後ほど、ということですね。

それでは以上で、保全部会の審議経過の報告については、終わらせていただきます。

次に「森林法第10条の2第1項の森林における開発の許可案件について」を議題といたします。

森林整備課長:

(資料3「森林法第10条の2第1項の森林における開発の許可案件一覧」説明)

議長:

報告が終わりました。この件について質疑を行いますが、何かご意見ご質問がございますか。

各委員:

(発言なし)

議長:

よろしいでしょうか。それでは質疑を終わらせていただきます。審議事項は以上です。

その他についてですが、本日の審議、報告事項等で、何かありましたら皆さんの発言をお願い します。

林務長:

皆様方からの貴重なご意見、本当にありがとうございます。我々の方でまた精査させていただいて、特に 委員からの、雇用や収入など、もっと具体的なことを積み上げてビジョンを作ったらどうかというご意見や、エネルギー利用などの、材の需要と供給は大丈夫なのか、というようなご指摘も受けましたので、そういう需要面と供給面がどのように推移していくのかということも踏まえて、今後計画を策定していきたいと思います。最後に会長から、もっとしっかりしろというご意見をいただきました。我々としてもこの豊かな資源を適正に利用することで、それが守ることにもつながっていくと考えておりますので、そのことを踏まえて、今度のビジョンはきちんと作っていきたいと思います。次回は案という形で具体的な計画書をお見せするなかでご意見をいただきたいと思いますので、またご審議をよろしくお願いしたいと思います。

議長:

特に私の言いました「林務部」の設置については、県下へ公開してください。県民がどんな反応を示すか。それも必要なことだと思います。

以上ですが、この際何かございますか。

各委員:

(発言なし)

議長:

以上で議事を終了させていただきます。座長にご協力ありがとうございました。

司会:

長時間にわたりご審議をいただきましてありがとうございました。これをもちまして、本日の 森林審議会を終了させていただきます。

以上